



募集案内

令和3年4月入所(園)児童 ～市内保育所(園)・認定こども園・幼稚園～

申請・問い合わせ こども課
(行政棟1階、☎内線1163)

※提出書類は、こども課・各施設に用意してある他、「子育てナビ」からダウンロードできます。

▼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育係施設利用申込書

提出書類

▼保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明など)(2号・3号認定のみ)

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼こども課窓口 9月9

日(火)～11日(金)、午前9時

～正午・午後1時～5時

▼提出先…〒370-2392

住所不要、こども課宛

日(金)必着

▼郵送 9月1日(火)～11

令和3年4月から市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園に新規入所(園)を希望する児童の受け付けが始まります。希望の施設を事前に訪問するなどして確認した上で申請をしてください。
※「募集施設」の一覧は10・11ページを参照。

入所(園)案内

注意事項

◎年齢は、令和3年4月1日現在の年齢です。

◎1号認定で入所を希望する場合は、申込書裏面に施設記入欄があります。申し込み前に、第1希望の施設で必ず記入をお願いしてください。(9月1日(火)から施設で記入してもらうことが可能です)

◎希望する施設に定員以上の申し込みがあった場合は、保育の実施基準などにより選考を行い、第2・第3希望の施設などへ入所になることもあります。必ず、第3希望まで記入してください。

※「施設区分」「認定区分」について詳しくは、「子育てナビ」をご覧ください。



申請・問い合わせ こども課
(行政棟1階、☎内線1164)

該当していませんか 児童扶養手当・特別児童扶養手当

次の手当に該当している人は、こども課に相談の上、手続きをしてください。

児童扶養手当

受給資格者 次の①から⑨までのいずれかの支給要件にあてはまる18歳に到達する年度以下(児童が心身に基準以上の障害を持つ場合は20歳未満)の児童を養育している母か父、またはそれに代わって養育している人

- ①父母が離婚した児童 ②父か母が死亡した児童
- ③父か母が重度の障害の状態にある児童
- ④父か母の生死が明らかでない児童
- ⑤父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父か母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母がいるかいないか明らかでない児童(孤児など)

手当月額 10,180円～43,160円

※対象児童数に応じて加算があります。

※手当を受ける人、配偶者および扶養義務者の前年の所得により手当月額、加算額が変わります。

※所得制限限度額を超える場合は支給されません。

※平成26年12月から児童扶養手当額より少額の公的年金・遺族補償を受給している場合は、差額が児童扶養手当として支給されます。

特別児童扶養手当

受給資格者 身体(内部障害も含む)や精神に障害がある児童(20歳未満)を監護している父か母、または養育している人

手当月額 1級=52,500円、2級=34,970円(障害の程度により1級・2級に分かれます)

※所得制限限度額を超える場合は支給されません。

※児童が障害を事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

現況届・所得状況届を忘れずに

児童扶養手当、特別児童扶養手当をすでに受給している人は、送付された通知を確認の上、受給者本人が現況届・所得状況届を提出してください。

●児童扶養手当現況届受付(会場:議会棟3階会議室)

日時 8月6日(木)・7日(金)、午前9時～正午・午後1時～7時
8月8日(土)、午前9時～正午・午後1時～5時

●特別児童扶養手当所得状況届受付(会場:こども課)

日時 8月13日(木)・14日(金)、午前8時30分～正午・午後1時～5時15分

ひとり親世帯臨時特別給付金

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

詳しくは「子育てナビ」をご確認ください。



基本給付

受給資格者 いずれかの要件に該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

受給資格者 基本給付の受給資格①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人

給付額 1世帯5万円

申請方法

▶基本給付の受給資格者①に該当する人 申請不要。
※「追加給付」は現況届受付時に申請してください。

▶基本給付の受給資格者②③に該当する人 申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともにこども課に直接、または郵送(〒370-2392住所不要、こども課宛)で提出してください。申請書は子育てナビからダウンロードできます。

※「追加給付」も同様の申請方法・期間になります。(基本給付の受給資格者③は非該当)

申請期間

- ▶窓口=8月12日(水)～令和3年2月26日(金)
- ▶郵送=8月12日(水)～令和3年2月28日(日) 必着

利用者負担額の無償化

昨年10月から、子ども・子育て支援事業として、幼児教育の利用者負担額の無償化が始まりました。また、市では独自に4月から0～2歳児クラスの利用者負担額をさらに減額し、子育てを支援しています。

保育所(園)、認定こども園、幼稚園など

▼3～5歳児 利用者負担額を無償化

▼0～2歳児 保育所(園)、認定こども園、幼稚園を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定により、満3歳から無償化。
※保護者より実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外。

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、月額1万1300円までの範囲で無償化。

認可外保育施設など

▼3～5歳児 保育の必要性の認定を受けた場合、月額3万7千円までの範囲で無償化

▼0～2歳児 保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額4万2千円までの範囲で無償化
※1 一時預かり事業・病児保育事業およびファミリーサポート・センター事業を対象。

